

令和6年9月定例会 文教委員会の概要

日時 令和6年10月9日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時33分

場所 第8委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
高木功介副委員長
森伊久磨委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、梅澤佳一委員、
小川寿士委員、安藤友貴委員、八子朋弘委員

欠席委員 山崎すなお委員

説明者 日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、
吉田勇市町村支援部長、案浦久仁子参事、小谷野幸也教育総務部副部長、
平野雄三総務課長、井澤清典財務課長、田沼康雄教職員課長、
南雲世匡福利課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、飯田徹文化財・博物館課長、
竹野谷一幸県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、中沢政人県立学校部参事兼特別支援教育課長、
荻原篤大保健体育課長、無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
越晃宏小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、
我妻卓哉教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第83号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査

いじめ問題について

県立学校空調設備整備事業費補助金について

報告事項

埼玉県学校教育情報化推進計画(案)について

【第83号議案に対する質疑】

森委員

- 1 ゆとりある障害児教育推進事業費について、この増額補正を行う理由について。
- 2 現状の申請件数に対する承認状況は、今現状どうなっているか。

特別支援教育課長

- 1 本事業については、昨年度令和5年度より実施しているところであるが、事業開始当初は利用者が少なく見込みを下回った状況がある。そのため、令和6年度の当初予算編成においては、令和5年度の事業実施状況を考慮し、見積もったところである。また、保護者や学校から看護師などが見つからないとの声が寄せられ、事業所などを訪問し、制度の周知を図ったところ、92のタクシー事業者、また看護師派遣事業者の協力を彩の国医療的ケア児支援協力企業ということで御登録をいただいたところである。その結果、令和6年度は多数の申請を保護者の方から頂き、今後の利用見込みを踏まえ、当初の計画で計上した額では不足することから補正予算をお願いするものである。
- 2 令和6年7月時点で県立特別支援学校9校で40名の方に御利用いただいているところである。令和6年の4月から9月における、利用を申請回数の合計は2,546回に対し、この期間における許可は1,138回、約45%となっている。

森委員

4月から6月の申請に対しては、2,546回の申請回数に対し、承認は1,138回の45%であるが、実際当初予算4,800万円ぐらいだったと思うが、それで補正が7,100万円ついていることで1.5倍ぐらいの更に増額補正であるが、この補正額で十分な支援ができるのか。

特別支援教育課長

今回の補正額の算定に当たっては、既に御利用いただいている方の今後の利用希望回数、また、今後、利用が新たに見込まれる方の想定利用回数を基に、補正額を積算したところである。この額により全ての保護者のニーズに応じて支援ができるものと考えている。

森委員

この許可が45%にとどまっているが、ほぼ100%近く、申請があれば全て許可ができるという状態にあるのか。

特別支援教育課長

先ほど申し上げた数字は、4月から9月までの期間であり、現在10月以降の利用希望を募っているが、この分については100%賄えるものと考えている。

林委員

- 1 県立高等学校エレベーター等設置費について、今回繰越し明許費を設定するとあるがその理由について、もう少し詳しく教えていただきたい。
- 2 詳細について、例えば、この2億3,200万という金額があるが、1校にしては大きいのではないと思うが、対象校は何校か。もしも、問題なければ、どこの高校か教えていただきたい。また、エレベーターの形状などはどのようなものか。あと、実際に設置されたときには、高校での、どのような方が利用されることを想定しているのか。

財務課長

- 1 繰越明許費として補正する理由であるが、その後の質問にも関わるが、秩父高校と川越総合高校にエレベーターの設置を予定していた。しかしながら、入札が不調になってしまったことから、年度内に工事を完了することが困難になったということである。その原因についてエレベーターの製造業者からの聞き取りでは、作業員を確保することができず、年度内に工事を完了することが困難で応札することができなかったということである。そのため十分な工期を確保するために、繰越明許費を設定させていただくものである。
- 2 設置する高校については今、申し上げた2校である。次に、エレベーターの形状についてであるが、既存の校舎に追加する形でエレベーターを設置するため、学校によって位置が異なるが、外壁に沿った形で外側にエレベーターを設置する形になる。今回エレベーターを設置する目的は、車椅子を利用される生徒が自分が希望する高校を公平に選択できるように、地域性や学科も踏まえて、県内バランスよく設置を進めているところである。基本的には車椅子の生徒が校内を移動できるようにするためのエレベーター設置である。

小川委員

- 1 スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用して通学する場合とあるが、この中で、医療的ケア児の中には、福祉タクシーも利用したいが、現実的に利用できていないお子さんもいるというふうに聞いているが、実情はどのようになっているのか。
- 2 保護者負担の軽減を図るということであるが、今現状、保護者の負担はどの程度あってどの程度軽減されているのか。

特別支援教育課長

- 1 まず、数字全体で申し上げますと、この10月4日現在の数字として、スクールバスを利用できない医療的ケア児のうち、福祉タクシー等を利用している医療的ケア児は48名である。その他の医療的ケア児については、保護者の方が送迎を頂いているところである。この福祉タクシー等の乗車については、基本的なスクールバスに乗れない医療的ケア児を全て県としては対象としていることから、県として、利用の制限をしているものは制限をしているということはずまない。その上で、この利用していない方々に話を聞くと、利用していない理由としては、例えばその福祉タクシー等が手配できないからという回答がある。あとあわせて、自分以外の方に頼むというところに、少しちゅうちよすると例えば、自分で送迎した方が安心だからというような声もある。そういったところが、この福祉タクシーの利用に至らない理由であろうというふうに捉えているところである。
- 2 保護者の負担ということで、看護師配置については、県とそれから訪問看護事業所との間で契約をし、県が直接支払う形をとっているのので、保護者負担は発生をしない。それから、福祉タクシー等の利用料金については、これは今回補正をお願いしているこの事業とは別に、特別支援教育就学奨励費として、保護者負担分を補助している。一応、処理費については保護者の方に立替えをしていただくという意味においては、一定の期間の立替えが生じているところであるが、通常就学奨励費については、学期ごとに、これは補助しているが、通学、福祉タクシー等の利用料金については、月ごとに支給するなど、保護者の負担の期間の短縮にも取り組んでいるところである。

八子委員

- 1 ゆとりある障害児教育のところで、先ほどの答弁を伺っていると申請に対して、承認された数が40%台だったと思うが、なぜ100%にならないのかが疑問に思った。それは、つまり最大の理由はつまり予算が足りないから、100%承認になっていないの

か、若しくは違う理由があるのか、その点について確認させてください。

- 2 次は、高校のエレベーターについて、県内にバランスよくエレベーターを設置していくということであるが、であれば、あと何校必要なのか。秩父と川越総合に整備すれば一通りのバランスというものは、バランスよく配置されることになるのか、その点について伺う。

特別支援教育課長

- 1 今回補正に至った経緯については、先ほど説明をさせていただいたとおりである。質問の中でも頂いたとおり限られた予算の中でより多くの方に利用いただきたいということから、申請回数に対し、利用回数はある程度抑えさせていただいたということである。

財務課長

- 2 まず、いわゆる障害者差別解消法が施行されたことに伴い、平成29年度から毎年度、数校ずつエレベーターの設置を進めているところである。今後の整備については、歩行に障害のある生徒が進学先の高校を広く選択できる環境を整えるという目的でやっているの、そういった生徒の状況や地域性、学科などを勘案しながら、今後も整備を進めていきたいと考えている。

八子委員

改めて伺いたい、そのエレベーターの件であるが、今の中学生の身体状況などを総合的に判断されるのかもしれないが、だとすれば取りあえずこの2校を整備すればひとまず1回終わりということなのか、まだ今の現時点で、ほかに整備する必要がある地区があるのか。

財務課長

平成29年度から数校ずつ、整備を進めてきており、今年度も、2校、今整備を進めているが、引き続き、生徒の高校選択を広く選択していただける環境を整えるために、今後とも、整備を進めてまいりたいと考えている。

【第83号議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（いじめ問題について）】

林委員

いじめは卑劣な行為であり、いじめを受けた児童生徒への影響は計り知れないと考える。

- 1 この議論の前提となるいじめの定義について、改めて教えていただきたい。
- 2 その定義を踏まえた上で、埼玉県はいじめの現状や課題はどのようなものであるのか、全国の状況との比較を含めて伺いたい。さらに、その課題に対して、県として具体的にどのように対応しているのか。

生徒指導課長

- 1 いじめ防止対策推進法第2条で、行為をした者も行為の対象となった者も、児童生徒であること。児童生徒同士に一定の人間関係が存在すること。心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること、この4点全てを満たすときに法律上のいじめに該当する。国の調査によると、小学校3年生から中学校3年生までの6年間で、暴力を伴わない仲間外れや無視、陰口などのいじめについて、被害経験を全く持たなかった生徒が1割程度、また加害経験を全く持たなか

った生徒も同様に1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している実態がある。そのため、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものとして、いじめを積極的に認知し対応していくことの大切さを繰り返し指導している。

- 2 公表されている最新値の令和4年度における県内の公立小中高特別支援学校のいじめの認知件数は、34,993件で、前年度から4,119件、率にして13.3%増加している。一方全国については、前年度から10.8%増加しており、県も全国も増加している状況である。また、1,000人当たりのいじめの認知件数は、県は53.3人、全国は53.5人であり、ほぼ同数である。県の課題としては、教職員がいじめを子供同士のトラブルと捉えてしまい、組織的な対応ができずに深刻化することがある。対応については、県ではこうした状況を踏まえ、いじめ問題への対応のポイントや、すぐに活用できるアンケートやチェックリストなどをまとめた教職員向けのハンドブックを作成し、各学校に配布している。ハンドブックに沿った適切な対応について周知徹底を図っている。さらに、市町村教育委員会の担当課長会議や県立学校の校長会などで、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を繰り返し周知している。加えて、今年度当初には不十分な初期対応により事態が深刻化した事例など、各学校で発生したいじめ事案について取り上げた通知を発出し、適切な対応を呼び掛けている。

林委員

いじめの定義を踏まえ、いじめはどの学校でも起こり得るということを踏まえ、発生後の対応が非常に重要であると思う。学校は、実際に子供たちがいじめられているかもしれないということを把握したとき、具体的にどのように対応するのか。

生徒指導課長

教職員がいじめかもしれないということを把握した場合や、児童生徒や保護者から、いじめではないかななどの相談や訴えがあった場合、まずは、被害児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、いじめの訴えや状況を適切に把握し、各学校に設置されているいじめ防止等対策組織において対応方針を検討する。対応方針に基づき、適切な方法、例えば詳細な聞き取りやアンケート調査などにより、更に詳細な調査を行う。また、その結果については、当該学校の設置者である市町村教育委員会又は県教育委員会に報告することとなっている。事実確認の結果、いじめがあったと確認されたときは、組織での指導方針を検討し、その方針に基づき、いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対しては、安心して教育が受けられるよう、いじめが解消するまで、複数の教員で見守るなどの支援を行う。学校の対応としては、いじめの訴えへの適切な把握、組織での対応方針の検討、適切な事実の確認、組織での指導方針の検討、加害生徒への対応、被害生徒に対する解消までの見守りという流れで対応している。

1点申し上げる。先ほど私が答弁したところで、国の調査について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間だと申し上げるところを小学校3年生と申し上げたので、4年生に訂正させていただく。

森委員

今のお話を聞いていると、いじめ発生後の対応というのは、法律上もまた組織的にもいろいろと苦慮されて対応、しっかりと行われているのかなという印象だ。それでもなかなか、防止し切れないところもあるのだろうけれども、むしろ発生後ではなくて、いじめの予防という観点で啓発、子供たちに対する啓発の教育は、例えば、いじめ予防月間とか道徳の時間に取り入れているとか集中的に授業として行われていたりするのだろうか。先ほ

ど繰り返し指導しているという表現はあったが、具体的にどのように、発生前の予防という点ではどのような教育をしているのか。集中的にやっているのか。

生徒指導課長

各学校がいじめ防止基本方針を定めており、この方針に基づき、いじめの防止のための年間計画を立て、全教職員で共通理解を図るとともに方針にのっとり、いじめ防止に取り組んでいる。委員御質問のいじめの集中的な取組ということで、いじめ撲滅月間というのを11月に定めており、その期間でいじめの防止に取り組むということは、県としても取組として行っている。個々の対応として、例えばネットいじめが増加傾向にあるため、ネットいじめをはじめとしたネットトラブルの事例等をまとめたネットトラブル注意報を月に1回各学校に配付し、児童生徒に注意喚起するとともに、保護者による家庭の資料等にも役立ててもらっているということがある。それと道德の関係だと思われるが、道德教育についても、例えば道德の時間などに、小学校では他の児童のいじめを発見したときの場面について取り上げ、自分だったらどうするか、クラスでどうしていじめが起きてしまったのかを考えさせる授業とか、中学校でも、ある生徒がSNSへの書き込みを行い、それをきっかけに書き込んだ生徒へのいじめが発生した事例を題材にどの部分がいじめに当たるのか、いじめを生まないようにするためにはどうすればよいかなどを考えさせる取組などを行っている。

【所管事務に関する質問（県立学校空調設備整備事業費補助金について）】

安藤委員

この県立学校空調設備整備事業費補助金というのは、今年度から新規予算として上げられたものである。これは内容としては、今まで保護者負担だった普通教室の空調費、また、事務提供費など、そういったものが全国で、本県を含めて、あともうほとんど6県ぐらいしかないというような状況を受けて、私が令和4年度9月の質問をさせていただいたが、今回このように、まずPTA会の方に後援会の方にお金を、昨年度の予算を見て振り込んで、そしてこの空調費を負担していこうというふうに舵を切っていただいた。これに関して本当に感謝を申し上げたい。

この保護者負担、いわゆる普通教室に関わる空調費電気代などがまず軽減されると、いうふうにももちろん考えられる予算であるが、それが今年度、始まった途端に、私のところで26件、また、ほか、うちの会派の方にも苦情があった。内容は、この電気代、いわゆる普通教室に係る空調費の会費が前年度と変わっていないというふうに話を頂いた。

なぜ変わってないのか予算化されたのに、なぜ変わってないのかというふうに調査をしたところ、学校によってなのだが、特別教室、いわゆる、選択特別教室にクーラーが付いていないエアコンが付いていないところに、今後、付けるための積立てとしてそれを残しているというような学校がなんと7割近くあった。ということはこの積立てをされていると、普通教室に関わる会費の減額はされていないということになるので、もちろん、そのまま去年と同じ会費という形になる。もちろん会費の減額をされているところもあるので、本当にありがたいというふうに思うが、約7割近く、このような積立てをされているのは、今年度の特別委員会での説明では、普通教室に係る空調費の部分で保護者負担をさせていただきますよと予算を上げられていたのにもかかわらず、特別教室のために積立てをするということはどういうことなのか。

財務課長

まず多くの県立高校においては、PTA等の団体がリースなどにより、空調設備を設置

している状況である。委員お話しのとおり今年度からPTA等に御負担いただいている空調設備リース料、それと光熱費のうち、普通教室分については、公費で負担するものとして、PTA等に補助を行っており、普通教室の空調設備に係る保護者の負担は軽減されていると考えている。ただ、PTA等によっては、光熱費の高騰や、生徒数の減などにより、リース料、それから光熱費の支払い、将来の更新整備のための積立てが不足しているなど、様々な実情もある。そのため、公費を受け入れることで必要なくなった普通教室分のPTA等の予算については、会費の増額を回避するための選択教室や特別教室の空調にかかる費用として相殺する形で使用することを今年度認めているものであり、その内容についてはPTAの総会等において、構成員である保護者に内容がよく理解された上で意思決定されるようお願いしている。保護者負担の軽減については会費を下げていただくのが原則なところであるが、本来であれば、単純に相殺するのではなく、普通教室分に係る会費を一旦減額していただき、その上で必要となる経費を踏まえて増額分の合意を図っていただくことが望ましいと考えている。

しかし、事業開始年度初年度、今年度が6年度からで初年度に当たるが、3月末に予算の御議決を頂き、早ければ5月のゴールデンウィーク明けにはその意思決定の場であるPTA総会において、意思決定を頂く必要があったことから、そういったことも考慮し、各PTA等で合意が図られる方法であれば、幅広く認めたものである。一方で選択特別教室の積立てについては、保護者が直接的に負担軽減の効果を感じられないため、保護者への説明については、十分に配慮して行われる必要があると考えている。

次年度からは公費負担することにより、普通教室分の会費がいくら減額されるのかを総会において資料で明示し、それをもって説明するとともに、県への補助申請時にも、普通教室分の会費がいくら減額されるかを示していただくように、そういった取組の改善を図ってまいりたいと考えている。

安藤委員

今の説明は分かったが、そもそも、今回のこの予算特別委員会で、私たちが賛成をした内容というものは、普通教室の分に減額をするという予算で上げられたものであり、相殺とか全く関係ないのである。それは話がすれ違っているが、まず減額をする、全部の県立高等学校に対して減額をしていくと、教育長が答えているのである。予算特別委員会でちゃんと見直していただきたい。予算特別委員会で全生徒に保護者の軽減を行うと答えているのである。それに答えているのに軽減されていないということは、相殺も何も関係ないのである。これ、積立てをしていいのかどうかということを行っているのであり、お金に色はないかもしれないが、今回この予算に関して積立てをされているということはおかしいのではないかと話をしているのであり、相殺とか言っている話ではないのである。減額をすべきだという話をしているのである。相殺をしようが、さすがに倍は上がらないのではないかと。電気代が倍上がる場合はないのではないかと。ということは、今回予算に入れたものは絶対に減額されるのだが、必ずその部分をお答えいただきたい。

財務課長

まず、令和6年度の当初予算の関係であるが、委員の話のとおり、保護者が負担している普通教室分の空調設置費と維持管理費について、それを補助対象とし、公費で負担することによって、保護者負担の軽減を図るということで予算を頂いているものである。先ほど申したとおり、PTA等の団体の状況により、普通教室分の減額をした上で、新たな判断として積立て、不足している選択や特別教室の費用について総会等で諮り、構成員である保護者の理解を頂いた上で、本来その積立て不足に充てるはずだった会費を増額して充

てるというその増額の部分を回避することによって、保護者負担の軽減が図られたと認識している。

安藤委員

今の話は全く違っており、現場で話すが、まず、これPTAの方にも聞いたし、保護者の方にも聞いた。PTAの方も、一部かもしれないが、特別教室にクーラーを付けたいので、今回お金が来るからここに入れておくねと言われ、それで納得しているのである。要は減額されるお金を知らなかったということである。簡単に言うと、特別教室にクーラーを付けたいという話は皆当たり前であり、保護者の方も当然付けたいと思っている。今回これに積立てをしておくねと言われれば、そうですよねというのは当たり前であり、今までの会費の減額を選択せずに勝手に積立てされている。

そもそも、PTAの後援会費に払うお金を学校側が握っているということ自体、私は疑問に思っているのだが、総会の資料も全部学校が作成し、ビデオなども何もされず、それは空調費の積立てをするんだったらいいですよという形になる。もう一つ言うと、そもそも国庫の特別教室も、教育長が答えたが、公費負担で今後やっていく予定であると言われている。特別委員会でも、積立てをしたら、また同じことになってしまい、PTAの予算で結局特別教室の空調を設置することになってしまうから、今回の普通教室と同じような状況になるわけである。なので、もう一度整理してこれをやらないと、学校によって全然ばらばらであり、他会計への繰り出しもある。会計って何なのかと思うが、学校によって使い方がばらばらで、苦情は私のところにも何件も来る。全然減っていない。

そういった状況の中で予算特別委員会でちゃんとそういうふうと言われ、私も本当にかじを切ってくれてありがたうと思ったが、これだけ学校によってばらばらで、PTAの意向ももちろんあるが、全然同調されていないところもある。しっかりと整理していただいて、今回の予算の使い方は、保護者の軽減のために使うのだという認識を忘れずに、整理していただきたい。

財務課長

まず、今年度の補助金の交付申請に当たり、総会等において補助金を受け入れることにより、保護者負担をどのように軽減していくかについて、しっかりと総会等の場で説明するようにした上で、意思決定していただくようPTA等にはお願いしたところである。

しかしながら、委員御指摘の点については、各PTA等において、補助金を受け入れることにより、保護者負担をどのように軽減していくのかについて、きちんと全ての保護者に十分に説明が行き渡るようにしていただき、その内容を理解していただくよう改めて、周知をしてまいりたいと存じる。

それと御質問の中であった、学校が選択特別教室の方に入れたという話を主導しているのではないかという点についてであるが、PTA等の団体については、県や学校とは別の任意団体である。したがって県や学校はPTA等の自主性自立性を尊重する必要があるので、学校がPTAに対して、委員御指摘のような、こちらに誘導するような形でのことがないように注意喚起を行っているところである。

あとは、保護者負担の軽減の部分についてである。一例を取り上げていただいた他会計からの繰入れの部分であるが、空調会計のところ、例えば、他の会計から不足を補填するような形で、繰り入れていたものを廃止や減額するという形になるが、例えば、後援会費から繰り入れていたものについては、後援会のメンバーが保護者であるということもあり、その繰入れの廃止や減額により、実質的に保護者の負担が軽減するという形になっているので、保護者負担の軽減について、という形になっていると理解している。委員御指摘の様々な形で、例えば今おっしゃった他会計からの繰入れの廃止とか、選択特別教室へ

の積立てとか、そういったいろいろなところに補助金が流用されているのではないかという御指摘の部分については、補助金の執行管理を適切にするという観点からも、速やかに実情を確認させていただいた上で、適切に対応していきたいと考えている。